

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年7月21日)

- 迷惑防止条例の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施について  
..... 1  
(生活安全部生活安全企画課)
  
- 令和2年上半期における特殊詐欺の現状及び対策について  
..... 3  
(生活安全部生活安全企画課)

警 察 本 部



# 迷惑防止条例の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施について

令和2年7月21日  
警察本部  
(生活安全部生活安全企画課)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑防止条例）の一部を改正する条例について、パブリックコメントを実施します。

## 1 パブリックコメント実施期間

令和2年7月20日(月)から同年8月17日(月)までの間

## 2 周知、意見募集方法

- 周知方法  
県警ホームページ掲載、県庁、総合事務所等県の窓口での縦覧、新聞広告
- 意見募集方法  
郵便、ファックス、電子メール、電子アンケート

## 3 迷惑防止条例の主な改正点

### (1) 卑わいな行為等の規制拡大（一部新設）

- ・ 写真機等の差し向け、事前設置を含む盗撮事前行為の規制
- ・ 透視機能を有する写真機等での盗撮の規制
- ・ 住居や浴場等、人が通常衣服を着けないでいる場所の規制拡大
- ・ 集会所や学校等、不特定又は多数の者が利用するような準公共の場所の規制拡大

### (2) 反復した嫌がらせ行為の規制（新設）

- 身体の安全や通常所在する場所の平穏若しくは名誉が害される不安を覚えさせる方法で行われる
  - ①つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり ②監視していると思われる事項の告知
  - ③面会その他の義務なき要求 ④著しく粗野又は乱暴な言動 ⑤電子メールの送信
- 無言電話、連続電話、ファックスの送信 ○ 汚物等嫌悪の情を催させる物の送付
- 名誉を害する事項の告知 ○ 性的羞恥心を害する事項の告知

### (3) 罰則の引き上げ

現行 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

(常習犯は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

- のぞき、盗撮（差し向け、事前設置含む）  
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
(常習犯は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- その他  
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金  
(常習犯は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- 両罰規定（新設）  
法人又は人の業務に関し、客引きを行った場合、  
法人又は責任者も罰則対象

## 4 改正スケジュール

令和2年9月 議会付議  
令和3年4月 施行

鳥取県の迷惑防止条例の一部改正について  
改正(案)について、皆さんのご意見をお寄せください。

主な改正検討内容	【盗撮行為に対する規制範囲の拡大】
<b>改正</b> 公共の場所 本条例の多数の者が自由に出入りし、又は利用する施設等 道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店等	不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物 集会場、事務所、教室、タクシー等
公共の乗物 不特定又は多数の者が自由に利用し得る乗物 バス、電気、電気自動車、船舶、航空機等	
人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所 加除浴場、加除温泉、公衆が利用できる更衣室等	
人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所 住居、浴場、更衣室、便所等	
<b>新設</b> 嫌がらせ行為（ストーカーク）に対する規制内容（反復性を要する） 身体の安全や通常所在する場所（住居、勤務先等）の平穏若しくは名誉が害される不安を覚えさせる方法で行われるものに限る	
3号・面会その他の義務なき要求 4号・著しく粗野又は乱暴な言動 5号・無言電話・連続電話、FAX、電子メール送信	1号・つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり 2号・監視していると思われる事項の告知 3号・面会その他の義務なき要求 4号・著しく粗野又は乱暴な言動 5号・無言電話・連続電話、FAX、電子メール送信
6号・汚物等嫌悪の情を催させる物の送付 7号・性的羞恥心を害する事項の告知 8号・名誉を害する事項の告知	6号・汚物等嫌悪の情を催させる物の送付 7号・性的羞恥心を害する事項の告知 8号・名誉を害する事項の告知
<b>改正</b> 罰則の引き上げ、両罰規定の新設	

○罰則 盗撮行為～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習50万円以下の罰金）  
○両罰規定の新設 不当な客引き行為～行為者のほか法人責任も規定

【パブコメ用チラシ】

# 鳥取県の迷惑防止条例の一部改正について

改正(案)について、皆様のご意見をお寄せください。

## 迷惑防止条例

迷惑防止条例は、県民の皆さんの平穏な生活の保持を目的に昭和38年に制定され、現行条例の正式名称は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」といいます。

痴漢や盗撮行為等を代表する卑わいな行為などに規制を設けるものですが、社会情勢の変化等に対応するため、規制内容の一部改正を検討しています。

### 主な改正検討内容

### 【盗撮行為に対する規制範囲の拡大】

不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物  
集会場、事務所、教室、タクシー等

下着等の盗撮禁止

改正

改正後の規制範囲

現行の規制範囲

公共の場所

不特定かつ多数の者が自由に出入りし、又は利用する施設等  
道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店等

公共の乗物

不特定かつ多数の者が自由に利用し得る乗物  
汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機等

公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所  
公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室等

裸体等の盗撮禁止

人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所  
住居、浴場、更衣室、便所等

新設

### 嫌がらせ行為（ストーカー除く）に対する規制内容（反復性を要する）

※ 1～4号、5号（電子メール）

身体の安全や通常所在する場所（住居、勤務先等）の平穏若しくは名誉が害される不安を覚えさせる方法で行われるものに限る

3号・面会その他義務なき要求

1号・つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり  
・住居等の付近における見張り  
・住居等への押し掛け  
・住居等の付近におけるうろつき

4号・著しく粗野又は乱暴な言動

5号・無言電話  
・連続電話、FAX、電子メール送信

2号・監視していると思わせることを告げる  
・知り得る状態に置く

6号・汚物等嫌悪の情を催させる物の送付  
・知り得る状態に置く

7号・名誉を害する事項を告げる  
・知り得る状態に置く

8号・性的羞恥心を害する事項を告げる ・知り得る状態に置く ・電磁的記録等の送付

改正

### 罰則の引き上げ、両罰規定の新設

○罰則 盗撮行為～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（従前50万円以下の罰金のみ）

○両罰規定の新設 不当な客引き行為～行為者のほか法人責任も規定

# 令和2年上半期における特殊詐欺の現状及び対策について

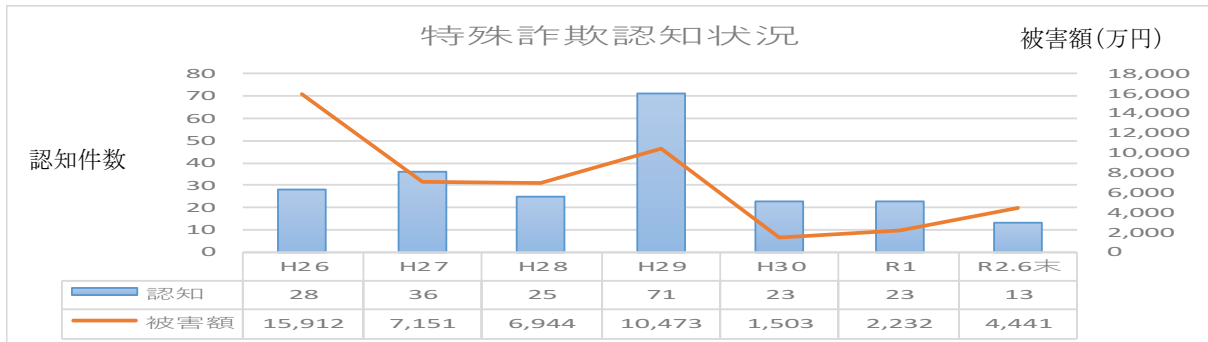
令和2年7月21日  
警察本部  
(生活安全部生活安全企画課)

## 1 特殊詐欺の被害現状等（県内）

### (1) 認知状況（R2.6末）

認知件数 13件（+7件）

被害額 4,441万円（+3,937万円） ※(1)～(2)の括弧内の数値は前年同期比



### (2) 水際阻止（R2.6末）

阻止件数 16件（-2件）

阻止金額 278万円（-147万円）

## 2 上半期における抑止対策

- (1) 県警HP等を活用した被害防止注意喚起
- (2) 各種メディアを活用した被害防止注意喚起
- (3) 自治体と連携した給付金詐欺被害防止注意喚起
- (4) 年金事務所と協働した年金支給日広報活動
- (5) パトロールカード裏面を活用した被害防止注意喚起



【6/15 年金支給日広報（鳥取中央郵便局）】

## 3 下半期における抑止対策

- (1) 電子マネー少額購入者への声掛け推進
- (2) 盂蘭盆、年末年始における集中的被害防止広報の推進
- (3) 関係機関と連携した広報、高齢者世帯訪問活動の推進
- (4) 販売店と協働した特殊詐欺被害防止機器の利用促進広報
- (5) ハイヤー・タクシー協会と連携した特殊詐欺対策の推進

裏面

★★★交通事故防止★★★

運転手の方へ  
・横断歩道に横断しようとする人がいるときは必ず停止しましょう。  
・早めのライト点灯をお願いします。

歩行者の方へ  
・道路を渡る時は、横断歩道を渡りましょう。  
・夜間は、明るい服装で、反射材をつけて外出しましょう。

★★★特殊詐欺被害防止★★★

詐欺電話に注意！こんな電話は詐欺です！  
・ATMで給付金の手続きができます。  
・今日が期限ですよ！  
・銀行協会に手続きを委託しています。  
・近くに職員がいるので伺います。  
・電子マネーの裏面の番号を教えてください！

被害防止のために  
・まず、家族や知人、警察（#9110）に相談を。  
・防犯機能付電話機や留守番電話装置の活用を。  
・防災無線や安心ドットコムへの情報提供に注意。

表面

連絡カード（パトロールカード）

月 日 午前・午後 時 分 ころ  
パトロール・回線しました。  
特に変更があった状況はありませんでした。  
次のことについて連絡します。

取換警察官： 駐在所・自動車警ら班

【パトロールカードの注意喚起（浜村署）】

連絡カード（パトロールカード）

月 日 午前・午後 時 分 ころ  
パトロール・訪問しました。

- 特に変わった状況はありませんでした。
- 次のことについて連絡します。



○浜村警察署 82-0110 ○警察総合相談電話#9110

取扱警察官： 駐在所・自動車警ら班

【裏面】

★★交通事故防止★★

運転手の方へ

- ・ 横断歩道に横断しようとする人がいるときは必ず停止しましょう。
- ・ 早めのライト点灯をお願いします。



歩行者の方へ

- ・ 道路を渡るときは、横断歩道を渡りましょう。
- ・ 夜間は、明るい服装で、反射材をつけて外出しましょう。

★★特殊詐欺被害防止★★

詐欺電話に注意！こんな電話は詐欺です！

- ・ ATMで給付金の手続きができます。
- ・ 今日が期限ですよ！
- ・ 銀行協会に手続きを委託しています。
- ・ 近くに職員がいるので伺います。
- ・ 電子マネーの裏面の番号を教えてください！



被害防止のために

- ・ まず、家族や知人・警察(#9110)に相談を
- ・ 防犯機能付電話機や留守番電話設定の活用を
- ・ 防災無線や安心トリピーメールの情報に注意